

福井県手話言語条例（仮称）イメージ図

*このイメージ図は条例案の内容を簡略化したものです。正式な内容は骨子案をご覧ください。[]内の数字は、骨子案の番号を示しています。

【目的】〔1〕

- 手話は言語であり、ろう者の意思疎通等の手段であることを認識
- 手話の普及等のために必要な事項を定める
- すべての県民が共生することのできる地域社会を実現する

【基本理念】〔3〕

- 手話は独自の体系を有する言語であり、ろう者が受け継いできた文化的所産であって、ろう者の言語文化活動を支えるものであることを理解する
- 手話の普及等は、ろう者の意思疎通を行う権利やその手段の選択の機会を尊重し、人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本とする

【県民】〔6(1)〕 ○手話に対する関心と理解を深めるよう努める

【ろう者】〔6(2)〕

- 県の施策に協力し、基本理念に対する県民理解の促進と手話の普及に努める

【手話通訳者】〔6(3)〕

- 県の施策に協力し、手話に関する技術の向上、基本理念に対する県民理解の促進と手話の普及に努める

【事業者】〔7〕

- ろう者へのサービス提供やろう者の雇用に当たっては、手話等の使用について配慮するよう努める

【学校の設置者】〔12(1)、(2)〕

- 教職員の手話の習得や技術向上のため、合理的範囲内で必要な施策を講ずるよう努める
- ろう児や保護者の基本理念に対する理解を促進し、合理的範囲内で学習の機会の提供や相談支援に努める

〔9〕
手話学習の
機会確保
手話への
理解促進

〔14〕
手話に係る
調査研究や
成果の普及に協力

〔13〕
必要な支援

〔12(3)〕
必要な支援

【福井県】〔4、5、8、10、11、15〕

- ろう者の生活障壁の除去について合理的配慮をし、手話を普及
- ろう者や手話通訳者と協力して県民理解を促進
- 手話の普及に関し、市町と連携協力

- 障害者計画に手話の普及に関する施策を定め、推進
- 施策を定めるとき、変更するときにはろう者の意見を聴く
- 施策の実施状況を公表、必要に応じて見直し

- 手話等を用いた県政の情報発信に努める
- 意思疎通の環境整備のため、手話通訳者の派遣等
- 手話通訳者等の人材育成

○手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める